



森林組合法改正

～森林組合の経営基盤強化に向けて～

一 はじめに

令和2年5月28日に「森林組合法の一部を改正する法律」が成立しました。今回の改正は、森林・林業政策が大きな転換期にある中、森林組合が地域の林業経営の重要な担い手として、その能力を発揮できるような制度の見直しを行ったものです。

本稿においては、森林組合法の改正に至った背景や改正内容について御説明します。



二 改正の背景



現在、我が国の森林については、戦後造成された人工林の多くが本格的な利用期を迎えています。この豊富な森林資源を、「伐って、使って、植える」という形で循環利用していくことが重要になります。

このようなか、平成31年4月には森林経営管理制度の運用が開始されました。この制度は、森林所有者自らが経営管理できない森林について、市町村が仲介役となって森林所有者と林業経営者をつなぎ、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図る新たな仕組みです。

この仕組みの中で、地域の林業経営の重要な担い手である森林組合は、森林経営管理制度の担い手である「意欲と能力のある林業経営者」として、森林の経営管理の集積・集約、木材の販売等の強化、さらにこれらを通じて山元への一層の利益還元を進めていくことが期待されています。このため、森林組合の経営基盤の強化を図ることができるよう、組

合間の多様な連携手法の導入、正組員資格の拡大、事業の執行体制の強化などを内容とする森林組合法の一部改正が行われることとなったものです。

三 改正の概要



(一) 組合間の多様な連携手法の導入

森林組合の経営基盤の更なる強化に向けて、現場の創意工夫をこれまで以上に活かすことができるよう、事業ごとの連携強化が可能となるような枠組み

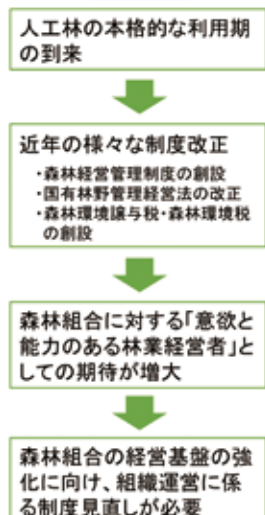
対応方向

- 1 組合間の多様な連携手法の導入**
 - 合併に加え、事業ごとの連携強化が可能となるよう、事業譲渡、吸収分割、新設分割の手法を用意
- 2 正組員資格の拡大**
 - 森林所有者の指定により正組員となる場合について、要件を「同一世帯内」から「推定相続人」に見直すとともに、人数制限を撤廃
- 3 事業の執行体制の強化**
 - 販売事業等又は法人の経営に関し実践的な能力を有する理事を一名以上配置することを義務付け
 - 理事の年齢・性別への配慮
 - 林業所得の増大への配慮

課題

- **販売規模の一層の拡大**
 - 合併等を背景に、1組合当たりの生産量は増大
 - 一方で、販売規模等が小さい組合も依然として相当数存在
- **後継者世代や女性の参画に遅れ**
 - 組合員・理事の年齢・性別に偏り
 - 森林所有者の指定により正組員になれるのは、同一世帯内で1名のみ
- **理事会運営の活性化**
 - 販売部門の重要性の増大に対応し、能力のある理事の確保・育成が必要
 - 林業従事者を含む山元への一層の利益還元が必要

背景



森林組合の経営基盤の強化に向けた課題と対応方向

を用意することとし、①事業譲渡、②吸収分割、③新設分割の手法を取り入れることとなりました。

森林組合の経営基盤の強化に向けては、これまで合併による財務基盤の強化、事務業務の拡大効率化を推進してきた結果、昭和29年度に5,289存在した森林組合は、平成29年度末時点では621となつていきます。合併の進展等を背景に、1組合当たりの組合員所有林面積が拡大し、常勤役員数や事業利益、素材生産量や販売量も着実に増加しています。しかしながら、木材の販売先である製材工場等の大規模化が進んでいる中、販売規模等が小さい組合・連合会も依然として一定割合存在しています。また、合併では地理的な広域化に限界があること、森林組合を残したい場合に地元調整が進まないことなどにより、合併を進めることが難しい地域もあります。

今回の改正により、森林組合は、合併に限らずそれぞれの状況に応じた連携手法の選択が可能になり、組合間の連携が促進されることで、経営基盤の強化が図られることが期待されます。

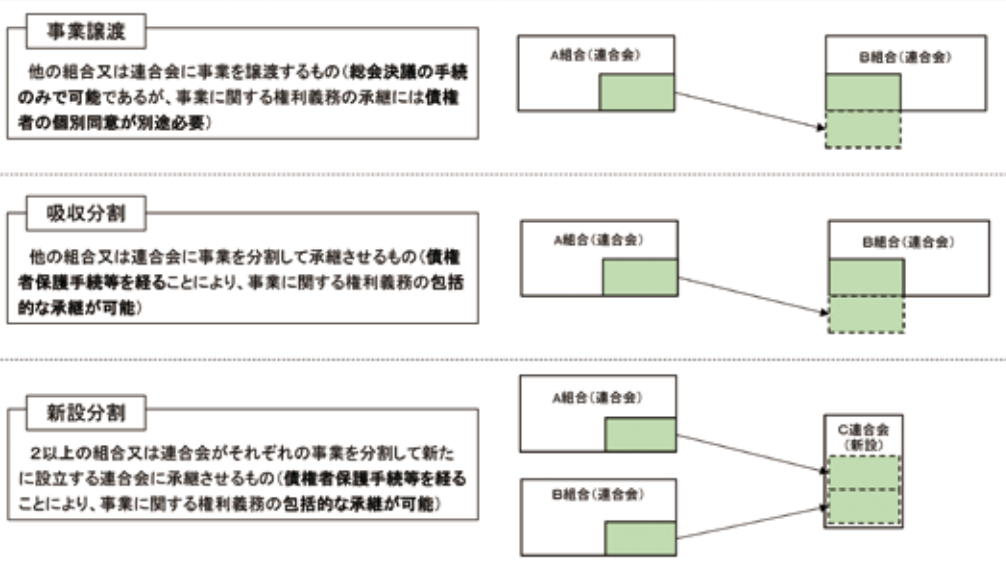
① 事業譲渡

事業譲渡は、森林組合等が他の森林組合等に事業の全部又は一部の譲渡を行うものであり、事業の受け手側の組合が規模拡大によって事業を効率的に実施し、事業の出し手側の組合が強みとする事業に専念することを旨とする場合などに用いられる連携手法です。

改正前の森林組合法においては、事業譲渡に関する明文上の規定がなく、手続等が不透明であったことから、今回明文化することとなったものです。

② 吸収分割

吸収分割は、事業譲渡と同様に、事業の受け手側



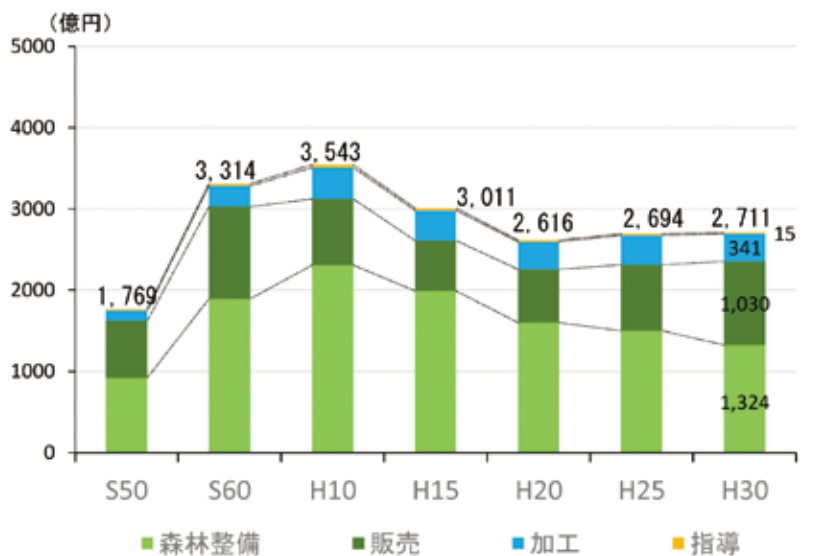
新たな連携手法のイメージ図

の組合が規模拡大によって事業を効率的に実施し、事業の出し手側の組合が強みとする事業に専念することを旨とする場合などに用いられる連携手法です。事業譲渡と異なり、債権者保護手続を経ることなく、債権者の個別同意を得ることなく、事業に係る権利義務を分割して、包括的に承継することが可能である一方、行政庁への認可申請、登記を行う必要



・資料: 林野庁「森林組合統計」、農林水産省経営局「総合農協統計表」
 ・農協は、個人の正組合員を集計

↓ 正組合員に占める女性の割合



資料: 林野庁「森林組合統計」

↓ 森林組合の事業取扱高の推移

があります。

このため、販売部門の広域連携など、関係者が多く、事業連携が広範囲に及ぶものについては、権利義務関係を包括承継させることが可能な吸収分割を利用することが想定されます。

③ 新設分割

新設分割は、2以上の森林組合等が、それぞれ事業に係る権利義務を分割し、新たに設立する連合会に、その事業に係る権利義務を包括的に承継することとを可能とする手法です。

例えば、県域を越えた木材流通の取りまとめ、大規

模工場等に対する価格交渉、海外輸出への展開など県域を越える広域的な販売体制の強化を図る場合に、新設分割を利用して販売部門を統合した連合会を設立することが想定されます。

(二) 正組合員資格の拡大

正組合員資格について、「同一の世帯に属する者」を「推定相続人」（民法に定められた、相続が開始した場合に相続人となるべき者）に改めるとともに、指定を受けることができる人数の制限を廃止することとなりました。

これまで、正組合員資格は、同一世帯に属する者で、森林所有者から森林の経営の委託を受けている者のうち、森林所有者が指定する一人の者が有しているとしていました（いわゆる「後継者規定」）。

しかしながら、この後継者規定については、核家族化の進展により、経営に参画している者が別世帯となっていることや、配偶者と子など複数の者が経営に参画している場合にそのうちの一名しか指定できないことで、指定が行われにくいといった声が現場からありました。

今回の改正により、若年層や女性の参画が進み、多様な意見が取り入れられることで、組合の活性化につながることを期待されます。

(三) 事業の執行体制の強化

① 販売事業等に関し

実践的な能力を有する理事の配置

森林組合のマーケティング強化を促進するため、販売事業等に関し実践的な能力を有する理事一人以上の配置を義務付けることとなりました。

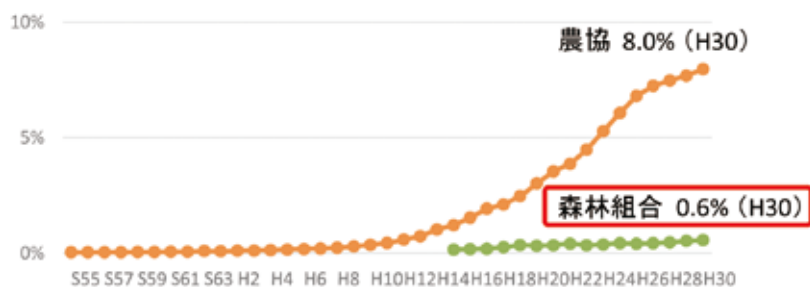
人工林資源が充実する中で、森林組合の販売事業の取扱高は近年増加しており、その部門別割合も高まっています。このため、組合員等の収入に直結する木材の価値を高め、山元への一層の利益還元を行うていくことができるようにするためには、販売事業を強化することが特に重要です。

大規模製材工場等の新たな需要先の開拓や木材の有利販売の実現など、販売事業の強化に当たっては、組合の経営を担う理事会に販売事業に精通した者が必要であることから、今回このような規定が法律上

に明文化されることとなったものです。

なお、このような能力を有する理事の配置については、組合の役員の任期が3年以内において定款で定める期間とされていることを踏まえ、改正法施行時の理事について改選選挙を求めるといった組合への負担が生じないよう、施行日から起算して3年を経過した日以後最初に招集される通常総会までの間、適用しない旨の経過措置を置くこととなりました。

林野庁としても、令和2年度予算において新たに設置した、これからの林業経営を担う人材の育成を図るための予算も活用しながら、実践的な能力を有する理事の育成、確保を推進してまいりたいと考え



資料: 林野庁「森林組合統計」、農林水産省経営局「総合農協統計表」

役員に占める女性の割合



資料: 林野庁調べ(R元. 7月)

森林組合の理事の年齢構成

② 理事の年齢及び性別に

著しい偏りが生じないことへの配慮

若年層や女性の参画を促進するため、理事の年齢や性別に著しい偏りが生じないことへの配慮規定を新たに設けることとなりました。

森林組合の役員に占める女性の割合は0.6%(林野庁「H30森林組合統計」)にとどまり、理事の年齢構成については、61歳以上が約9割(R元林野庁調べ)を占めているなど、現在の理事の構成は、高齢の男性に偏っています。理事についても、若年層や女性といった多様な人材の参画を促進することで、組合運営の活性化につながることを期待されます。

③ 事業運営に当たっての配慮

事業の目的を定めた森林組合法第4条において、「営利を目的」としてその事業を行ってはならない」とする規定を削除し、利益を追求することが禁止されていないことを法律上明らかにするとともに、森林組合による組合員への利益の還元や組合の事業に従事する者の処遇改善を促すため、「森林の有する公益的機能の維持増進を図りつつ、林業所得の増大に最大限の配慮」をしなければならない旨の規定を追加することとなりました。これは、森林組合が、森林経営管理制度の創設等を受けて、「意欲

と能力のある林業経営者」として、山元への一層の利益還元を進めていくとともに、森林組合法が目的とする森林の保続培養及び森林生産力の増進を図るに当たっても、その役割を果たすことが期待されていることを踏まえ、措置されたものです。

(四) その他の改正事項

農協、漁協について同様の改正が既に措置済みであることも踏まえ、次の3点について改正することとなりました。

- ① 現場で活用されていない専用契約(組合員が所属する森林組合の事業の一部を専ら利用すべき旨の契約)に関する規定を削除することとなりました。
- ② 役員の競業禁止義務に関する規定を削除することとなりました。
- ③ 出資一口の金額の減少、合併等における債権者の異議申立手続の簡素化を行うこととなりました。

四 おわりに

今回の改正において導入する組合間の多様な連携手法など、どのような手法により経営基盤の強化を図るかということについては、それぞれの連合会、森林組合において自ら御検討いただくものですが、林野庁としても、都道府県等と連携し、その取組を支援していきたいと考えています。

森林組合系統におかれては、ぜひこうした状況を大きなチャンスと捉え、地域の森林管理の中心的な担い手として、更なる経営の発展を実現されることを期待しています。

